

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年10月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第71号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(入所した者及び職員の健康診断) 第11条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)		児童が通学する学校における健康診断	(略)	(入所した者及び職員の健康診断) 第11条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。</u>）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr><tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	(略)		児童が通学する学校における健康診断	(略)	乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
(略)											
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
(略)											
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
3・4 (略)	3・4 (略)										

(設備の基準) 第21条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	(設備の基準) 第21条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(健康管理) 第32条 (略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> </table> 3 (略)	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)	(健康管理) 第32条 (略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3 (略)	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)	乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(設備) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第51条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (略) 4・5 (略) (健康管理) 第27条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	(設備) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第27条第2項の表及び</u>第51条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (略) 4・5 (略) (健康管理) 第27条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。								
<table><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>障害児が通学する</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)		障害児が通学する	(略)	<table><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>障害児が通学する</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)		障害児が通学する	(略)
(略)									
障害児が通学する	(略)								
(略)									
障害児が通学する	(略)								

3	（略）	学校における健康 診断	

3	（略）	学校における健康 診断	
		<u>乳幼児に対する健 康診査</u>	<u>入所した障害児に 対する入所時の健 康診断、定期の健 康診断又は臨時の 健康診断</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。